

評議員及び役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち理事長と兼務理事(以下「施設長という」)以外の者をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び日当等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として理事長及び施設長には報酬を支給し、勤務実態のない役員及び評議員には報酬を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長及び施設長に対する報酬等の額は、理事会で決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長及び施設長に対する報酬等の支給は毎月25日とする。

但し、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給する。

- 2 報酬等は、現金で支給する。但し本人が希望した場合は本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令で定められた控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長及び施設長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長及び施設長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは1円未満の端数を切

上げる。

(費用)

第 8 条 役員等の費用に関する支給は別途定める規程に基づき支給する。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は評議員の承認を受けて行う。

付則 この規程は、平成 26 年 8 月 2 日から適用する。

平成 29 年 6 月 23 日 改正